

湯河原町道の舗装工事における再生資源の利用の促進について

令和 7 年 6 月 9 日 7 湯土第 36 号 土木課長通知

平成 3 年 4 月 26 日付けで公布された「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年 10 月 25 日から施行されているところであります。

湯河原町道の舗装工事の実施にあたり、下記事項について十分留意のうえ、受注者と相互に協力しつつ再生資源の利用の促進に努められたく通知します。

再生資源の利用

- (1) 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種に定められたところである。
建設工事の発注を行うに際しては、法第四条に基づき再生資源を利用するよう努めること。この場合、再生資源の利用の促進に関する基本方針（平成 3 年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第 1 号（以下「基本方針」という。）に基づいて実施すること。
- (2) 設計にあたっては、品質等に配慮しつつ可能な限り再生資源を利用することに努めること。利用する場合は、必要な事項を設計図書において明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。
- (3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、再生資源について資材として価格を設定する場合は、地域の実態に即した実勢価格の把握に努めること。
- (4) 舗装補修などの小規模（パッチング等）舗装工事については、特に品質には留意するものとし、舗装工事着手前までに、使用材料の品質に関する資料提出を行い、道路管理者に承認をもらうものとする。

附 則（令和 7 年 6 月 9 日 7 湯土第 36 号）

- 1 この要領は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。